

太陽光発電施設に係る環境影響評価について

1 国の検討状況

環境省では「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」を平成30年8月に設置し、特に大規模な施設を環境影響評価法の対象とする方向で検討している。

(1) 今後のスケジュール

- ・第7回検討会（報告書素案） 2019年1月17日
- ・報告書案のパブリックコメント 2019年1月18日～2月18日
- ・第8回検討会（報告書案） 2019年3月4日
- ・政令改正案のパブリックコメント 未定
- ・政令改正 2019年夏まで（予定）
- ・主務省令等整備（経済産業省） 未定（施行までに）
- ・改正政令の施行 2020年春以降（予定）

(2) 検討会報告書（素案）のポイント

①対象の規模要件

ア 法の規模要件

区分	発電出力	参考
第1種事業	40MW（4万kW）以上	事業区域の面積100ha相当
第2種事業	30MW（3万kW）以上	第1種事業の75%規模

イ 法と条例の関係

法の規模要件は「発電出力」であるが、条例で「面積要件」とすることを否定するものではない。むしろ、要件が異なることで相互の観点から補完し合い、実施すべき事業を対象とすることが可能。

法や条例の規模要件に満たない事業に対して、国は、自主的で簡易な環境影響評価に関するガイドラインを策定すべき。

②地域特性

ア 法の地域特性に基づく判定（スクリーニング）の考え方

- ・第1種事業
地域特性に応じた適用除外等は設けない。
- ・第2種事業（基本的な考え方）
人為的な影響の低い地域（自然環境の保全された地域等）は、対象とすべき。
人為的な影響の高い地域（施設の敷地等）は、環境影響が小さいが、住宅地近接に設置の場合は、騒音等の観点を考慮。

イ 条例における地域特性

地域の実情に応じ検討されるべき。

- （例）工業地域、工業専用地域を除外（大分県）
森林伐採の面積要件を厳しく設定（静岡県）

③環境影響評価の項目選定

ア 工事の実施に伴う影響

- ・大気質（粉じん）・騒音・振動 ……建設機械の稼働、資材等の搬出入
- ・水の濁り ……建設機械の稼働、造成等の施工
- ・動物・植物・生態系 ……造成等の施工
- ・人と自然との触れ合いの場 ……資材等の搬出入
- ・廃棄物等の発生 ……工事の実施

イ 存在・供用に伴う影響

- ・水の濁り ……土砂の流出
- ・地形・地質 ……重要な地形・地質への影響
- ・土地の安定性 ……斜面崩壊など
- ・動物・植物・生態系
- ・景観・人と自然との触れ合いの場

（※ 特に林地や傾斜地の場合、「水の濁り、土地の安定性」の選定が必要）

ウ 太陽光発電特有の影響

- ・騒音 ……供用時のパワー・コンディショナー
- ・反射光 ……太陽光パネル
- ・廃棄物 ……太陽光パネルの撤去・廃棄

④その他

環境影響評価は一定の手続きを定めた規定であり、他の法律や条例による規制措置なども組み合わせて、国・自治体が連携した施策を総合的に進めることで、太陽光発電事業の適正な導入促進を図ることが重要。

2 本県の対応

（１）現状

本県では、国の状況や太陽光発電所施設の特性等を勘案し、平成 24 年 9 月に太陽光発電施設を岡山県環境影響評価条例の対象事業から除外している。

なお、一定規模以上の土地の区画形質変更がある場合には、「森林法」等の開発関係法令や、本県独自の「岡山県土保全条例」、「岡山県自然保護条例」等により、災害防止、自然保護等に係る適切な措置を求めている。

<除外の主な理由>

- ・国の環境影響評価法の対象となっていない
- ・操業に伴う排ガス・排水等の環境影響が想定されない
- ・再生可能エネルギーの早期の導入拡大を図る

（２）今後の対応

今後の国の動向も踏まえた上で、太陽光発電施設を県環境影響評価条例の対象事業とする方向で検討を進める。